

化学成分及び機械試験結果の有効数字に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

化学成分及び機械試験結果の有効数字に関する事項

改正理由

材料の検査及び試験結果である化学成分及び機械試験結果の数値の有効数字については、特に取扱いを規定していないことから、これを明確にする必要が生じていた。

今般、鋼材の一般受渡し条件に関する規格である JIS G 0404 及び ISO 404 を参考に、材料の化学成分及び機械試験結果の数値の有効数字の取扱いについて規定した。

改正内容

材料の化学成分及び機械試験結果を表示する際の有効数字の取扱いとして、数値の丸め方は、関連の ISO 又は JIS 規格による旨を規定した。